

市議会だより

本年も、議員一丸となって
市政発展に努めて参ります。

平成二十三年 元旦

新年あけまして
おめでとうございませす



新春号

平成23年1月1日発行

発行／薩摩川内市議会
編集／議会だより編集委員会

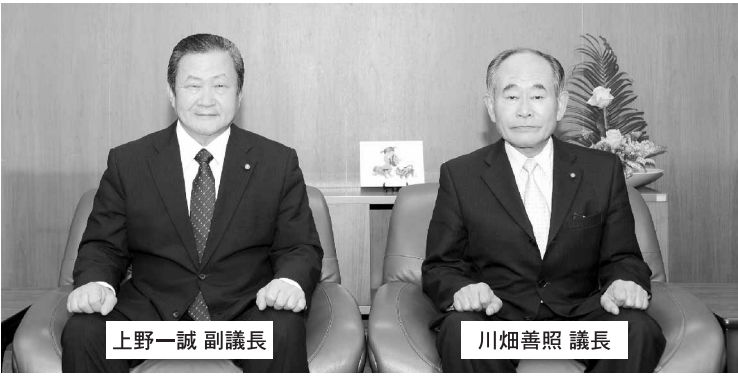
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-23-5015

常任委員会・特別委員会など

議会構成も新たに

議長に川畑善照議員を
副議長に上野一誠議員を選出

平成22年第4回臨時会を11月18日・19日に開催しました。臨時会では、正副議長の選挙のほか、議会構成の変更を行い、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書の提出を議決しました。



上野一誠 副議長

川畑善照 議長

就任あいさつ

市民の皆様には、輝かしい新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

この度、議員各位の御推挙により議長、副議長に就任いたしました。この上もなく光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いで一杯であります。

さて、本市議会は、これまで地域間格差是正や一体感の醸成をめざし、また、川内原子力発電所3号機増設や産業廃棄物管

理型最終処分場建設の問題をはじめとする諸課題に取り組んで参りました。

さらに、議会の政策形成能力の強化を図るために、議会基本条例に基づく取組みとして、48地区コミュニティ協議会との意見交換会を実施したところ、各地域の課題に関する様々なご意見やご要望をいただきました。

これらは、市民に開かれた議会運営を進め、市民に分かりやすい議論を展開しながら、市長との二元代表制を発揮しようとするものです。

今年、いよいよ九州新幹線

が全線開業いたします。これを契機に、議会といたしましても、シティセールスをともしに行いながら、本市発展の一翼を積極的に担って参ります。

今年も、より一層の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

薩摩川内市議会
議長 川畑 善照
副議長 上野 一誠

3特別委員会を廃止 審査は常任委員会へ

特別委員会の見直しを行い、産業廃棄物管理型最終処分場対策調査特別委員会、交通体系整備対策調査特別委員会及び河川改修対策調査特別委員会の3特別委員会を廃止し、それぞれの審査事項は、市民福祉委員会、企画経済委員会、建設水道委員会の各常任委員会で審査することになりました。

常任委員会等の 委員構成が決定

また、すべて審査を終えた議会改革特別委員会は終了し、新たに議員定数等調査特別委員会を設置しました。

なお、原子力発電所対策調査特別委員会は、引き続き設置しています。

それぞれの委員会の委員は、次のとおりです。

議会運営委員会 10名

- 「委員長」 池脇 重夫
- 「副委員長」 大田黒 博
- 「委員」 小牧 勝一郎
- 福田 俊一郎
- 宮里 兼実
- 川添 公貴
- 中島 由美子
- 持原 秀行
- 谷津 由尚
- 小田原勇次郎

総務文教委員会

9名



持原 秀行



新原 春二



堀之内 盛良



上野 一誠



副委員長
中島 由美子



委員長
永山 伸一



福元 光一



福田 俊一郎



大田 黒 博

企画経済委員会

8名



東 完治



川添 公貴



岩下 早人



副委員長
大坪 幹也



委員長
宮脇 秀隆



谷津 由尚



江畑 芳幸



宮里 兼実

市民福祉委員会

9名



徳永 武次



石野田 浩



小牧 勝一郎



川畑 善照



副委員長
小田原 勇次郎



委員長
森永 靖子



井上 勝博



古里 貞義



江口 是彦

建設水道委員会

8名



高橋 修二



杉藪 道朗



瀬尾 和敬



副委員長
山之内 勝



委員長
今塩屋 裕一



佃 昌樹



池脇 重夫



橋口 博文

大坪也	徳永武	山之内勝	中島由美子	宮脇秀隆	福元光一	新原春二	佃昌樹	大田黒博	橋口博文	瀨尾和敬	[委員]	宮里兼実	[副委員長]	石野田浩	[委員長]
議員定数等調査 特別委員会 13名															

谷津由尚	東完治	江畑芳幸	川添公貴	森永靖子	井上俊博	福田貞一郎	古里道朗	杉蘭道朗	[委員]	高橋修二	[副委員長]	小牧勝一郎	[委員長]
原子力発電所対策調査 特別委員会 11名													

会派構成表《◎=会派代表者》

会派名	所属議員
むつみ会 (8名)	◎池脇重夫 川畑善照 高宮里修 永山伸一 宮脇兼秀 福元光完
さつまそうふうかい 薩摩爽風会 (6名)	◎福田俊一郎 上野一誠 石野田浩也 森永靖子 大坪幹也 小田原勇次郎
さつまいしんかい 薩摩維新会 (5名)	◎新原春二 江口是彦 瀨尾和敬 今塩屋裕一 川添公貴
こうこくしかい 鴻鵠志会 (4名)	◎橋口博文 堀之内盛良 徳永武 谷津由尚
市民連合 (3名)	◎佃昌樹 江畑芳幸 持原秀行
創政会 (3名)	◎小牧勝一郎 岩下早人 山之内勝
新生会 (2名)	◎大田黒博 古里貞義
公明党 (2名)	◎杉蘭道朗 中島由美子
無所属	井上勝博

各種委員等一覧

各種委員等	委員名
監査委員	古里貞義
薩摩川内市農業委員会委員	高橋修二 持原秀行
薩摩川内市畜産農業委員会委員	東完治
土地開発公社理事	杉蘭道朗 新原春二
民生委員推薦会委員	橋口博文 堀之内盛良
都市計画審議会委員	岩下早人 江畑芳幸 徳永武次 小田原勇次郎

議 決 結 果

議案番号	件名	付託先	議決結果
議案第179号	薩摩川内市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	—	原案可決(全会一致)
議案第180号	薩摩川内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	—	原案可決(全会一致)
議案第181号	監査委員の選任について (古里 貞義氏)	—	同意(全会一致)

※ 議決結果欄について、「全会一致」は出席議員全員が賛成であったことを示します。

意 見 書

次の意見書を可決し、関係行政庁に提出しました。

件名	提出先
環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)への対応に関する意見書の提出について	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官

委員会 報告

議会改革特別委員会の

審査が終了

議会改革特別委員会

委員長 堀之内 盛良

(1) 会派に属さない議員の各種会議への参加の取扱いについて

現在、会派に属さない議員が可能な限り各種会議に参加できるように配慮していますが、このことについて、会議規則や申合せ事項に明確に規定するものとなりました。

(2) 請願・陳情の取扱いについて

請願・陳情を市民の政策提案と位置付けている議会基本条例の趣旨を踏まえ、陳情の要件は可能な限り制限を行っていない。現行の取扱いのとおりとしました。なお、あらかじめ議会運営委員会において取扱いを審査する都合上、本会議最終日に上程する請願・陳情の受理期限を、本会議最終日の「2日前」から「7日前」に変更するものとなりました。

(3) 教育委員会委員長の教育方針の表明の導入について

本会議において教育方針の表明を行っている議会もあることから、その取扱いについて審査しましたが、教育方針は、教育委員会の会議を経て毎年度公表されており、市長の施政方針とは取扱いが異なるため、現行のとおり、一般質問において、必要な内容を明らかにしていく方法が好ましいものとなりました。

(4) 議員定数の改正の取扱いについて

全国的な定数減少の動き、国勢調査の実施、定数の上限数に係る地方自治法改正の動きもあり、また、地区コミュニティ協議会との意見交換会においても様々な意見が出されていることから、議員定数の在り方について特別委員会を設置して調査していくべきものとなりました。

(5) 議員報酬改定の際の議会として

の意見の反映方法の取扱いについて

議会基本条例では、議員報酬の改定に当たっては、議会としての意見を反映していくこととされていますが、あらかじめ、議会としての考え方を整理する必要があることから、議員定数の在り方を調査するために設置する特別委員会において、議員報酬に関する調査も含めて調査するべきものとなりました。

(6) 所管事務調査に係る委員長報告の取扱いについて

現在、行政視察の結果を委員長が本会議で報告していますが、報告に時間を要することから、その取扱いを審査しました。審査の結果、市民に対する説明責任を十分に果たすため、現行の取扱いを継続し、報告書の内容を、市民に分かりやすいよう、要点を簡潔にまとめるものとなりました。

(7) 視察受入時の対応の取扱いについて

行政視察等の受入れは、現在原則議長が対応していますが、所管の委員長も出席することに、委員会の審査状況に対する質疑等にも対応できることから、必要に応じて委員長が出席できるように取り扱うものとなりました。なお、視察受入れは、シティーセールスの良い機会であることから、受入体制の充実を図っていくものとなりました。

(8) 議員研修の具体的な取扱いについて

議会基本条例に基づき議員研修の充実を図るため、独自の議員研修会の開催、議長会等が主催する研修会の有効活用、政務調査費を活用した研修会等への参加などに積極的に取り組むものとなりました。

(9) 基本条例を見直す場合の具体的な取扱いについて

議会基本条例では、条例の見直し手続を規定していますが、本委員会において、これまで必要な検討や措置を講じてきていることから、今後は、必要な場合に議会運営委員会で検討するものとし、適切な時期に対応していくものとなりました。

*** 審査終了 ***

本委員会は、平成21年3月30日に設置され、具体的な審査方法を協議した上で、同年6月23日から23回にわたり委員会を開催し、審査項目ごとに審査を行ってきました。

審査項目は、議会基本条例の運用や、議会の活性化等に必要項目などを設定したもので、最終的には29項目となりましたが、本年11月9日の委員会において、全ての項目の審査を終了しました。

これまでに審査した主なものは、意見交換会の開催、一問一答方式の導入、代表質問制の導入、正副議長選挙における演説の導入、自由討議の導入などであり、今後の議会運営にとつて重要な事項について審査できたものと考えます。

○年始のごあいさつについて

議員は、公職選挙法により、選挙区内における年賀状等のあいさつ状は禁止されています。市民の皆様の御理解をお願いします。(ただし、答礼のための白筆によるものは除きます。)

請願・陳情の案内

請願とは、国民が国または地方公共団体の機関に対し、特定のことがらについて適切な措置をとってもらうため、その実情を訴えることをいい、国民の請願権については憲法第16条で保障された行為です。

本市議会に対する請願は、地方自治法の規定に基づき議員の紹介（1人以上）により文書によって提出していただくことになっています。

陳情も請願も住民の要望を議会に反映させるものであることにおいては何ら変わりはありませんが、陳情は請願の提出とは異なり議員の紹介は必要ありません。

ただし、本市議会では陳情は次の要件の全てに該当する必要がありますが、審議をするかは議会運営委員会で決定することとなります。

なお、審議しないものについても、全議員に陳情書の写しを配布します。

- (1) 本市にお住まいの方から提出された陳情等であること。
- (2) 陳情等の趣旨が本市又は本市議会の権限に関する内容であること。
- (3) 陳情等の趣旨が公益の利益を目的とするものであること。

請 願 書	
平成〇年〇月〇日	
薩摩川内市議会 議長 〇〇 〇〇 様	印
紹介議員 請 願 者 住 所 名 氏 名 電 話 番 号	印
〇〇〇に関する請願	
請願趣旨	
請願事項	

陳 情 書	
平成〇年〇月〇日	
薩摩川内市議会 議長 〇〇 〇〇 様	印
陳 情 者 住 所 名 氏 名 電 話 番 号	印
〇〇〇に関する陳情	
陳情趣旨	
陳情事項	

請願書・陳情書は、請願・陳情の趣旨、提出年月日、提出者の住所、氏名（法人、団体の場合は名称と代表者氏名）を記載し、押印の上、議長宛てに提出してください。なお、請願の場合は、紹介議員の署名が必要です。

様式については左の様式例を参考にしてください。

請願・陳情の委員会付託の時期については、定例会が始まる日の前日までに提出されたものは、その定例会で審議されることとなります。また、定例会が「始まる日」から「終わる日の7日前」までに提出されたものは、終わる日に審議するか、委員会付託を行い閉会中の委員会で審査を行うこととなります。

※ 請願・陳情の取扱いについては、お気軽に議会事務局までお問い合わせください。



(議員全員がシティセールスサポーターになっています)

「議会だより編集委員会委員」の紹介

議会だより編集委員会の新しいメンバーが決まりました。今後も、開かれた議会を目指して、編集に取り組んで参りますのでよろしくお願ひします。

委員長	東 完 治	副委員長	井 上 勝 博
委員	大田黒 博	委員	今塩屋 裕 一
委員	中 島 由美子	委員	小田原 勇次郎

本会議・委員会を傍聴してみませんか

〔本会議〕

原則どなたでも傍聴することができます。

市役所4階に傍聴席がありますので、傍聴席入口においてある申込書に住所・氏名等を記入し、受付箱に入れて傍聴してください。（傍聴席数は50席です。）

〔委員会〕

委員長の許可を得て、傍聴することができます。なお、委員会の傍聴席の上限数は次のとおりです。

（第1委員会室 12人 第2委員会室 16人 第3委員会室 30人）

傍聴希望の方は、議会事務局（市役所3階）までお越しくください。なお、委員会の開会時間30分前までに、議会事務局で受付をしてください。（委員会の開会時間30分前の時点で、傍聴希望者が定員数を超えている場合については、抽選により傍聴者を決定します。）

※ ホームページで、本会議のライブ中継、録画中継を行っています。